第41号議案

加東市文化財保護条例の一部を改正する条例制定の件

加東市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市文化財保護条例の一部を改正する条例

加東市文化財保護条例(平成18年加東市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「兵庫県指定有形文化財」を「兵庫県指定重要有形文化財」に改める。

第17条中「前条」を「第14条」に改める。

第23条第1項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に、「兵庫県指定無形文化 財」を「兵庫県指定重要無形文化財」に改める。

第24条第5項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に改める。

第29条第1項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「兵庫県指定有形民俗文化財」を「兵庫県指定重要有形民俗文化財」に、「兵庫県指定無形民俗文化財」を「兵庫県指定重要無形民俗文化財」に改める。

第30条第5項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改める。

第36条第1項及び第37条第2項中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第39条第2項中「前条第3項及び第5項」を「前条第3項及び第3条第5項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第41号議案 要旨

加東市文化財保護条例の一部改正 (要旨)

1 改正理由

加東市文化財保護条例(平成18年加東市条例第103号)の規定中、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の改正等により、同法の引用規定に条ずれ等が生じていることから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 文化財保護法の改正に伴う条ずれを改めること。(第23条、第24条、第29条、 第30条、第36条及び第37条関係)
- (2) 兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)で定義される文化財の表 記に改めること。(第3条、第23条及び第29条関係)
- (3) 引用規定の条ずれを改めること。(第17条及び第39条関係)
- 3 施行期日 公布の日

案

新 旧 対 照 表

(指定)

第3条 加東市教育委員会(以下「市教委」という。)は、市内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により<u>兵庫県指定有形文化財</u>(以下「県指定有形文化財」という。)に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、重要なものを加東市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

行

現

$2 \sim 6$ (略)

(修理の届出等)

第17条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を市教委に届け出なければならない。ただし、前条 の規定による補助金の交付、第15条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。(指定)

第23条 市教委は、市内に存する無形文化財(法<u>第56条の3第1項</u>の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第20条第1項の規定により<u>兵庫県指定無形文化財</u>(以下「県指定無形文化財」という。)に指定されたものを除く。以下同じ。)

(指定)

第3条 加東市教育委員会(以下「市教委」という。)は、市内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により兵庫県指定重要有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、重要なものを加東市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

 $2 \sim 6$ (略)

(修理の届出等)

- 第17条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を市教委に届け出なければならない。ただし、第14条の規定による補助金の交付、第15条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。(指定)
- 第23条 市教委は、市内に存する無形文化財(法<u>第71条第1項</u> の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第 20条第1項の規定により<u>兵庫県指定重要無形文化財</u>(以下「県 指定無形文化財」という。)に指定されたものを除く。以下同じ。)

のうち重要なものを加東市指定無形文化財(以下「市指定無形文 化財」という。) に指定することができる。

 $2 \sim 7$ (略)

(解除)

第24条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 市指定無形文化財について、法第56条の3第1項の規定によ る重要無形文化財又は県条例第20条第1項の規定による県指定 無形文化財としての指定があったときは、当該市指定無形文化財 の指定並びに保持者及び保持団体の認定は、解除されたものとす る。

 $6 \sim 8$ (略)

(指定)

の10第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの 及び県条例第27条第1項の規定により兵庫県指定有形民俗文化 財 (以下「県指定有形民俗文化財」という。)に指定された ものを除く。) のうち重要なものを加東市指定有形民俗文化財(以 下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法 第56条の10第1項の規定により重要無形民俗文化財又は県条 例第27条第1項の規定により兵庫県指定無形民俗文化財

(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定されたものを

のうち重要なものを加東市指定無形文化財(以下「市指定無形文 化財」という。) に指定することができる。

 $2 \sim 7$ (略)

(解除)

第24条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 市指定無形文化財について、法第71条第1項 の規定によ る重要無形文化財又は県条例第20条第1項の規定による県指定 無形文化財としての指定があったときは、当該市指定無形文化財 の指定並びに保持者及び保持団体の認定は、解除されたものとす る。

 $6 \sim 8$ (略)

(指定)

第29条 市教委は、市内に存する有形の民俗文化財(法第56条|第29条 市教委は、市内に存する有形の民俗文化財(法第78条 第1項 の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの 及び県条例第27条第1項の規定により兵庫県指定重要有形民俗 文化財(以下「県指定有形民俗文化財」という。)に指定された ものを除く。) のうち重要なものを加東市指定有形民俗文化財(以 下「市指定有形民俗文化財」という。) に、無形の民俗文化財(法 第78条第1項 の規定により重要無形民俗文化財又は県条 例第27条第1項の規定により兵庫県指定重要無形民俗文化財 (以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定されたものを

除く。以下同じ。)のうち重要なものを加東市指定無形民俗文化 財(以下「市指定無形民俗文化財」という。) に指定することが できる。

 $2 \sim 4$ (略)

(解除)

第30条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法 | 5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法 第56条の10第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは 重要無形民俗文化財の指定又は県条例第27条第1項の規定によ る県指定有形民俗文化財若しくは県指定無形民俗文化財の指定が あったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文 化財の指定は、解除されたものとする。

6 • 7 (略)

(指定)

規定により史跡、名勝若しくは天然記念物(以下「史跡名勝天然 記念物」と総称する。) に指定されたもの又は県条例第31条第 1項の規定により兵庫県指定史跡名勝天然記念物(以下「県指定 史跡名勝天然記念物」という。)に指定されたものを除く。)の うち重要なものを加東市指定史跡、加東市指定名勝又は加東市指 定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)

除く。以下同じ。)のうち重要なものを加東市指定無形民俗文化 財(以下「市指定無形民俗文化財」という。) に指定することが できる。

 $2 \sim 4$ (略)

(解除)

第30条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

第78条第1項 の規定による重要有形民俗文化財若しくは 重要無形民俗文化財の指定又は県条例第27条第1項の規定によ る県指定有形民俗文化財若しくは県指定無形民俗文化財の指定が あったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文 化財の指定は、解除されたものとする。

6 • 7 (略)

(指定)

第36条 市教委は、市内に存する記念物(法第69条第1項 の | 第36条 市教委は、市内に存する記念物(法第109条第1項の 規定により史跡、名勝若しくは天然記念物(以下「史跡名勝天然 記念物 | と総称する。) に指定されたもの又は県条例第31条第 1項の規定により兵庫県指定史跡名勝天然記念物(以下「県指定 史跡名勝天然記念物」という。)に指定されたものを除く。)の うち重要なものを加東市指定史跡、加東市指定名勝又は加東市指 定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)

に指定することができる。

2 • 3 (略)

(解除)

第37条 (略)

- 定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定又は県条例第31 条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定があった ときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたもの とする。
- 3 (略)

(管理団体の解除)

第39条 (略)

2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第5項 定を準用する。

に指定することができる。

2 • 3 (略)

(解除)

第37条 (略)

- 2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第69条第1項 の規 | 2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規 定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定又は県条例第31 条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定があった ときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたもの とする。
 - 3 (略)

(管理団体の解除)

第39条 (略)

の規 │ 2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第3条第5項の規 定を準用する。